

規定改定のお知らせ

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では、2018年2月6日に金融庁によって公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、取引の一部を制限する等のリスクに応じた取組みを定めることに伴い、「当座性貯金共通規定」および「当座勘定規定」を次のとおり改定させていただきますので、お知らせいたします。
(令和元年6月1日)

「当座性貯金共通規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
1. (当座性貯金共通規定) 当座性貯金共通規定は、この規定集に記載されている普通貯金、総合口座、普通貯金無利息型(決済用)、総合口座(普通貯金無利息型)、貯蓄貯金および納税準備貯金(以下、「この貯金」といいます。)に共通して適用します。 2. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省 略) 7. (譲渡、質入れ等の禁止) 8. (取引の制限等) (1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資</u>	1. (当座性貯金共通規定) 当座性貯金共通規定は、この規定集に記載されている普通貯金、総合口座、普通貯金無利息型(決済用)、総合口座(普通貯金無利息型)、貯蓄貯金および納税準備貯金(以下「この貯金」といいます。)に共通して適用します。 2. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (同 左) 7. (譲渡、質入れ等の禁止) <u>(追 加)</u>

改 定 後	改 定 前
<u>金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>9.</u> (解約等) (1) (省 略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとし ① (省 略) ② この貯金の貯金者が<u>第7条第1項</u>に違反した場合 ③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 ① (省 略)	<u>8.</u> (解約等) (1) (同 左) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとし ① (同 左) ② この貯金の貯金者が<u>前条第1項</u>に違反した場合 (追 加) ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 ① (同 左)

改 定 後	改 定 前
② (省 略) ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A (省 略) B 法的な責任を<u>こえた</u>不当な要求行為 C (省 略) E (4) (省 略) (5) (省 略) <u>10.</u> (通知等) (省 略) <u>11.</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省 略) <u>12.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省 略) <u>13.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 <u>12</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省 略) ④ (2) (省 略) <u>14.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省 略) <u>15.</u> (規定の変更等) (省 略)	② (同 左) ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A (同 左) B 法的な責任を<u>超えた</u>不当な要求行為 C (同 左) E (4) (同 左) (5) (同 左) <u>9.</u> (通知等) (同 左) <u>10.</u> (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (同 左) <u>11.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) (同 左) <u>12.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 <u>11</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 ② (同 左) ④ (2) (同 左) <u>13.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (同 左) <u>14.</u> (規定の変更等) (同 左)

(注) 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。

「当座勘定規定」の改定について

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	改 定 前
1. (当座勘定への受入れ) (省 略) 23. (譲渡、質入れの禁止) 24. (取引の制限等) (1) <u>当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> (3) <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 25. (解 約) (1) (省 略) (2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害について	1. (当座勘定への受入れ) (同 左) 23. (譲渡、質入れの禁止) (追 加) 24. (解 約) (1) (同 左) (2) この当座勘定は、各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害について

改 定 後	改 定 前
は、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① (省 略) ③ ④ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> (3) (省 略) (4) (省 略) <u>26.</u> (取引終了後の処理) (省 略) <u>27.</u> (手形交換所規則による取扱い) (省 略) <u>28.</u> (個人情報情報センターへの登録) (省 略) <u>29.</u> (保険事故発生時における本人からの相殺) (省 略) <u>30.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) (省 略) <u>31.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 <u>30</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 ② (省 略) ④ (2) (省 略) <u>32.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (省 略)	は、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① (同 左) ③ <u>(追 加)</u> (3) (同 左) (4) (同 左) <u>25.</u> (取引終了後の処理) (同 左) <u>26.</u> (手形交換所規則による取扱い) (同 左) <u>27.</u> (個人情報情報センターへの登録) (同 左) <u>28.</u> (保険事故発生時における本人からの相殺) (同 左) <u>29.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) (同 左) <u>30.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ① 第 <u>29</u> 条に掲げる異動が最後にあった日 ② (同 左) ④ (2) (同 左) <u>31.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い) (同 左)

改 定 後	改 定 前
<u>33.</u> （規定の変更等） （省 略）	<u>32.</u> （規定の変更等） （同 左）

（注） 本規定中、「当組合」とあるのは「当会」と読み替えます。